1 次期計画に対する委員からの御意見について

○ 第1回サービス総合調整推進会議(令和5年2月7日(火))

		次期計画素案への反映状況		
No.	意見要旨	素案該当ページ		備考
1	コロナ禍において、入所・通所など介護サービスが制限されると、家で見ている家族の負担が増えてしまう。 介護というのは、利用者本人のための制度ではあるが、社会的側面としては、見ている介護者、家族の負担を減らすためのものであることが大きいことを痛感した。	各論 2 章 P39 P41	○ 地域包括支援センターによる家族介護者支援の先進事例について、市町村に情報提供を行います(例:地域包括支援センターにおける土日祝日対応や電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会や、認知症がカフェの活動、介育との地域拠点が行う伴走型支援、認知症がカフェの活動、ヤングケアラーを支援している関係機関との連携事例など)。 ○ 住民運営の通いの場の充実等により、継続して介護予防の取組が行える場や高齢者の活躍の場の創出を推進するとともに、家族介護者等をはじめとする様々な住民の参加を促進します。	家族介護者の負担が非常に大きいことを踏まえ、国においても、新たな指針の中で地域包括支援センターによる家族介護者に対する相談対応等の支援を位置づけたところ。これを受け、今回の県計画においては、家族介護者に取り組む地域包括支援センターへの支援について記載した。
2	在宅サービスで、親族である養護者の方の養護を受けて生活している方がいるが、親族が介護に疲れ、追い詰められて虐待に及ぶ例をよく聞く。 現計画には、養護者の方への支援策が見えてこなかったが、県で実施している支援はあるか。	各論 2 章 P57	○「宮崎県高齢者虐待防止連絡会議」を通じて、関係機関相互の連携を図るとともに、高齢者虐待防止の啓発活動や、市町村職員や介護保険関係事業所の関係者等を対象とした研修会の実施等により関係職員の資質の向上を図ります。 ○ 介護疲れや、疾病・障がい、経済的困窮など養護者が抱える問題に起因する高齢者虐待が少なくないことから、虐待の未然防関係機関との連携により養護者を支援するよう市町村に働きかけていきます。 ○ 高齢者権利擁護支援センターにおいて、市町村や地域包括支援センターからの相談に応じるとともに、市町村職員の虐待対応力向上のための研修等を開催します。	養護者に対する支援策については、擁護者支援を実施する 市町村に対し、高齢者虐待防止に関する研修や市町村関係者 を集めた連絡会議における対応事例の情報共有等を実施して いる。
3	在宅高齢者の栄養状態等について調査を行い、現状、高齢者にどのような問題があるのかを把握することが介護予防を推進する上で重要である。 栄養アセスメント等を実施せずに、計画で「介護予防を推進する」としても科学的ではない。 次期計画には間に合わないかもしれないが、県から市町村に高齢者の栄養状態等についてスクリーニング調査を行うことについて促してみてはどうか。	-	_	高齢者の介護予防を推進する上で栄養アセスメントは必須の取組の一つであると考えており、市町村担当者との協議等の機会をとらえて栄養状態調査に係る取組の必要性について意見交換を行うこととしたい。

No	意見要旨	次期計画素案への反映状況		144.44
No.	总兄 安 日	素案該当ページ		備考
4	大事なのは、利用できるサービスの公平さである。中山間地域では人材不足等により必要なサービスを受けることができないのに、費用だけは公平に負担しているという状況がある。 中山間地域を多く抱える宮崎県として、利用できるサービスをきっちり受けることができる体制を作っていくことが重要である。	各論2章 P51 各論5章 P138	○ 医療と介護をつなぐ役割を担う訪問看護ステーションについては、在宅医療と介護の連携促進、地域包括ケアシステムを構築するための社会資源の基盤となることから、県内全域での体制整備を図ります。 ○ 市町村が地域の実情に応じて実施する介護人材の確保等に向けた取組を支援します。	・医療と介護をつなぐ訪問看護サービスが中山間地域においても利用できるよう、当該地域に事業者が参入しやすくするための支援を行っていく。 ・介護サービスがどのような地域においても受けることができるようにするためにも人材確保は重要であり、市町村が地域の実情に応じて実施する人材確保等に向けた取組を支援する。
5	チームオレンジの設置市町村数だけでなく、チームオレンジの活用方法、どのような場所にあって、対象者の支援にどの程度関わっていくか、質的な部分の分析も今後実施していく必要があると考える。	各論3章 P78	〇 チームオレンジの立ち上げ等を担うコーディネーター等に対する研修や、好事例の収集・横展開を行うことで、チームオレンジを設置する市町村の取組を支援します。	チームオレンジは令和5年9月末時点で3市町4箇所設置されており、各地域における認知症の人やその家族の支援体制を構築するために、まずは全市町村への設置に向け取組を行っているところである。 県では、チームオレンジコーディネーター研修の実施を通じてチームオレンジ設置を推進しているが、研修の中で県内外の事例を紹介し、横展開する等、質の向上も図ってまいりたい。
6	地域密着型サービスが計画値に対して伸び率が小さい (特に、 小規模多機能型居宅介護は柔軟な対応ができる割に伸びが小さい)。 利用者が小規模多機能型居宅介護にサービスを切り替える場合には、今担当しているケアマネジャーから小規模多機能型居宅介護のケアマネジャーに切り替える必要があることも利用者にとっては少しハードルが高い。 これらの点を、県と市町村が一緒になって改善できれば、柔軟な対応ができる地域密着型サービスが発展すると考える。	各論 4 章 P90	② 地域密着型サービス 地域密着型サービス 地域密着型サービスとは、要介護者が住み慣れた地域で生活することを支えるため、身近な市町村で機要介護者が利用できます。ただし、要介護者の希望に基づき、市町村が必要であると認める場合には、他の市町村の同意を得て、他の市町村に所在する事業所のサービスを利用することが可能です。 今後は、既存施設の有効活用等を図る観点から、広域利用を検討することが求められます。	地域密着型サービスは、原則、事業所の所在する市町村の 住民が利用できるサービスであるため、小規模自治体である ほど、採算性の観点から事業者は参入しづらく、市町村の計 画どおりに整備が進んでいない状況があると考えられる。 また、小規模多機能型居宅介護は、訪問、通い、泊まりを 提供できるととなっている。 施設の有効活用を図る観点から、国は市町村域を超えた地 域密着型サービスの広域利用にかかる方策について、年度内 に自治体向け手引きを策定・周知することとしており、県と しても広域利用を推進してまいりたい。
7	介護予防など、総合事業等を市町村が実施すればするほど、要支援・介護認定を受けた際、受けることができるサービス量が減ってしまうという事象が生じている。この状況を改善していく対策を、県として、市町村として、考えていかなければならない。	-	_	高齢者の要介護度の維持・改善に係る取組については、国において様々な議論がなされているところであり、今後の動向を注視してまいりたい。
8	人材確保に関して、看護協会も、看護の日のイベント、中学校・高校への訪問等を実施しているが、小学生、早い時期からの発信の必要性を感じている。	各論 5 章 P137	○ 介護職の魅力発信やイメージ向上を図るため、関係団体 や介護施設等と連携して広く情報発信に取り組みます。	介護の魅力を若い世代に発信していくことは重要であり、ポータルサイトやテレビ番組、SNS等を活用して魅力発信に取り組んでいるところ。また、福祉系高校と連携した介護の魅力発信事業の対象を小学生に拡充するなど、更に取組を充実させていく。

	意見要旨	次期計画素案への反映状況		Pate - ter
No		素案該当ページ		備考
9	人材確保については、介護分野等で就職した方向けの奨学金返済支援など結果に直結するような計画・施策を作っていくことが重要である。	各論5章	○ 介護サービスに従事する介護職員の処遇改善を図るため、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ペースアップ等支援加算を、多くの介護サービス事業所が取得するための支援に努めます。 ○ 介護職の魅力発信やイメージ向上を図るため、関係団体や介護施設等と連携して広く情報発信に取り組みます。	介護職員の処遇改善を図るための介護サービス事業所が処 遇改善加算等を取得するための支援を行うほか、介護の魅力 を多くの人に認識してもらうために介護現場で働く職員が感 じている働きがいや魅力などを社会に広く発信していく取組 を進めていく。
10	県の事業で、介護技術、感染予防対策など分野ごとの研修会が 実施されている。それは大事だと思うが、介護過程という考え 方を踏まえ、お風呂、食事、排泄などの生活行為の一連の流れ の中で「自立支援」をどのように促していくのか、支援の在り 方、それを実践に結びつけるための研修の在り方を考えていた だき、次期計画に盛り込んでいただけるとよい。		○ 介護現場の中核を担う人材の育成、各種専門性向上のための研修実施、多職種との連携などにより、介護人材の専門性を高める取組を推進します。	多様な介護ニーズに応え、かつ、住み慣れた地域で自立した生活ができるように支援していくことが、本計画における基本目標にも繋がるものである。介護職員の技術向上とあわせ、自立支援についても学べる研修メニューの導入を検討していく。

2 第1回サービス総合調整推進会議における会議資料「国の動き(介護保険制度の見直しに関する意見)」に対する委員からの御質問について

No	質問要旨	質問に対する回答
1	「看護小規模多機能型居宅介護等の更なる普及方策」とある が、具体的にどういった内容か。	看護小規模多機能型居宅介護が「訪問看護および小多機の組み合わせ」と示されていることから、看護が訪問看護に限定されると解釈されが ちだったため、通い、泊まりでも看護を提供できることを明確化した上で周知し、看護小規模多機能型居宅介護の普及を促進するといったも の。
2	「複数の在宅サービス(訪問と通所など)を組み合わせて提供する複合型サービスの類型の新設の検討」について、その複合型サービスは、小規模多機能と一緒ではないかと考える。小規模多機能との差別化はどう考えられているのか。	訪問と通所を組み合わせた複合型サービスは、「泊まり」のサービスがないことが小規模多機能型居宅介護と異なると認識している。 現在、同一法人が訪問と通所を指定を受けるためにはそれぞれの人員基準を満たす必要があるが、組み合わせにより、人員基準も改正され、例えば待機時間中の従事者をもう片方のサービスに充てることが可能となるなど人材不足対策に有効となると期待される。
3	「要介護認定」で、「今後、ICTやAIの活用に向けて検討」とあるが、ICTは分かるがAIは具体的にどのような方向性に進むのか、分かれば教えていただきたい。	国からは、AIの活用について具体的には示されていないが、全国を見ると、一部の保険者において、認定調査内容に矛盾や誤りが無いかの確認作業についてAIを活用する実証事業を実施している。今後の動向を注視していく。